

企業局工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県企業局が条件付一般競争入札の方法により入札を実施し工事の請負契約を締結する場合における入札に参加することができる者の入札参加資格の設定（以下「入札参加資格の設定」という。）に関し、その設定基準を定めるとともに、入札参加資格の設定について公正を期すため入札参加条件等審査委員会を設置することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札をいう。

2 この要綱において工事執行権者とは、対象工事を所掌する企業局の課長又は公所長をいう。

3 この要綱において入札執行権者とは、対象工事の入札を行う企業局の課長又は公所長をいう。

(企業局入札参加条件等審査委員会)

第3条 企業局に、入札参加資格の設定等について公正を期すため、企業局入札参加条件等審査委員会（以下「企業局審査委員会」という。）を置く。

(企業局審査委員会の事務)

第4条 企業局審査委員会は、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規定第8号。以下「規程」という。）で公所長に委任された工事以外の工事（設計価格が250万円以下の工事を除く。）に関して、次に掲げる事項について審議する。

(1) 入札参加資格の設定の適否

(2) 特殊な工法又は技術的難易度の高い工事において、落札者を決定しようとするときの入札参加資格の有無

(3) 随意契約の理由及び相手方の選考の適否

(4) その他企業局審査委員会が行うこととされた事項

(企業局審査委員会の組織及び委員)

第5条 企業局審査委員会は、工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（以下「指名要綱」という。）第4条に定める測量等企業局指名運営委員会をもってこれを充てる。

(企業局審査委員会の会議及び議決)

第6条 企業局審査委員会は、必要の都度、会長が招集し、その会議は非公開とする。

2 企業局審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 企業局審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することがで

きる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 企業局審査委員会の庶務は、経営・販売課において処理する。

(企業局地方入札参加条件等審査委員会)

第7条 公所における入札参加資格の設定等について公正を期すため、企業局地方入札参加条件等審査委員会（以下「企業局地方審査委員会」という。）を置く。

2 企業局地方審査委員会は、指名要綱第5条に定める測量等公所指名運営委員会をもってこれに充てる。

(企業局地方審査委員会の事務)

第7条の2 企業局地方審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 公所長に執行を委任されている工事のうち、設計金額が250万円を超え3億円未満の工事に関する入札参加資格の設定の適否

(2) 公所長が所管する特殊な工法又は技術的難易度の高い工事において、落札者を決定しようとするときの入札参加資格の有無

(3) 公所長が所管する工事に関する随意契約の理由及び相手方の選考の適否

(4) 第10条第2項の規定による工事の入札参加資格の設定の適否

(企業局地方審査委員会の会議及び議決)

第8条 第6条の規定は、企業局地方審査委員会の会議及び議決について準用する。

2 企業局地方審査委員会の庶務は、公所の総務課において処理する。

(入札参加資格の設定の基準)

第9条 工事の入札参加資格の設定は、別記の入札参加資格の設定基準により行うものとする。

(入札参加資格の設定の内申)

第10条 工事執行権者は、設計価格が250万円を超える工事において条件付一般競争入札を行う場合は、前条の設定基準に基づき入札参加資格の設定をし、条件付一般競争入札参加資格条件設定内申書（第1号様式）（以下「内申書」という。）に条件付一般競争入札参加資格条件設定調書（以下「条件設定調書」という。）を付して、工事執行権者が企業局の課長であるときは経営・販売課長に、工事執行権者が公所長であるときは公所の総務課長（以下「総務課長」という。）に送付するものとする。

2 前項の工事執行権者が公所長で、かつ、当該工事の設計価格が3億円以上である場合において、第11条第1項の規定に基づく企業局地方審査委員会の審議を経、同条第2項の規定に基づく総務課長からの通知を受けたときは、当該公所長は内申書及び条件設定調書を作成し、企業局審査委員会に送付するものとする。

3 第1項及び第2項で当該工事の設計価格が3億円以上である場合において、第11条第1項の規定に基づく企業局審査委員会の審議を経、同条第5項の規定に基づく通知を受けたときは、企業局長は内申書及び条件設定調書を作成し、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱第3条に定める本庁入札参加条件等審査委員会（以下「本庁審査委員会」という。）に対し、入札参加条件等の審議を依頼するものとする。

4 前3項の場合においては、審議の件数が複数あるときには、条件付一般競争入札参加

資格設定審議対象一覧（様式第2号）（以下「審議対象一覧」という。）を作成し内申書に添付するものとする。この場合において、条件設定が格付等級及び地域要件のみの工事にあつては、審議対象一覧への記載をもって第1項に規定する条件設定調書の添付を省略することができる。

（入札参加資格の審議及び決定）

第11条 経営・販売課長又は総務課長は、前条第1項の規定に基づく内申書の送付を受けたときはこれを企業局審査委員会又は企業局地方審査委員会に、それぞれ入札参加資格の設定について付議するものとする。

2 条件設定が格付等級及び地域要件のみ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、前項の規定にかかわらず、企業局審査委員会又は地方審査委員会の付議を省略することができる。ただし、工事執行権者又は入札執行権者が付議の必要があると認める場合は、付議しなければならない。

(1) 設計金額が3千万円未満の工事

(2) 福島県企業局総合評価方式実施要領第3条(5)復旧型に該当する工事

3 経営・販売課長又は総務課長は、前項の規定に基づき付議を省略する場合にあつては、設計金額及び条件設定の確認を行うものとする。

ただし、3億円以上の工事については、企業局長の確認を得るものとする。

4 経営・販売課長は、第1項の企業局審査委員会の審議結果（前項の確認結果を含む。）により当該工事の設計価格が3億円以上のものを除き規程第8条第1項の規定に基づき入札参加資格の設定を決定し、企業局の当該工事を所掌する課長（以下「主務課長」という。）に、条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果通知書（様式第3号）（以下「審査結果通知書」という。）により通知するものとする。

5 総務課長は、第1項の企業局地方審査委員会の審議結果（第3項の確認結果を含む。）について工事執行権者及び入札執行権者に、審査結果通知書により通知するものとする。

6 前項の通知があつたときは、工事執行権者である公所長にあつては、前条第2項に規定する工事の設計価格が3億円以上のものについての通知に係るものを除き規程第7条第1項の規定に基づき入札参加資格の設定を決定する。

7 前条第3項の規定に基づき依頼した審査結果を、審査結果通知書により、総務部財務総室入札監理課長より通知を受けたときは、企業局長は工事の設計価格が5億円以上の通知に係るものを除き、規程第8条第1項の規定に基づき入札参加資格の設定を決定するものとし、工事の設計価格が5億円以上の通知に係るものにあつては、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が入札参加資格の設定を決定する。なお、経営・販売課長は、審査結果通知書によりその旨を工事執行権者に通知するものとする。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の決定）

第12条 管理者が規程第210条に規定する指示をする場合は、あらかじめ企業局審査委員会の審議を経て、これをするものとする。

（特殊な工法や技術的難易度の高い工事の入札参加資格審査）

第13条 別に定める特殊な工法や技術的難易度の高い工事に関して、入札執行権者は条件付一般競争入札参加資格確認内申書（様式第4号）（以下「確認内申書」という。）に条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（以下「一覧表」という。）及び入札参加資格確

認書類を添えて、入札執行権者が企業局の課長であるときは経営・販売課長に、入札執行権者が公所長であるときは総務課長に送付するものとする。

- 2 前項の確認内申書の送付を受けた経営・販売課長又は総務課長は、入札参加資格の審査を行うものとする。この場合にあつては、必要に応じて工事執行権者に協力を求めることができる。
- 3 前項の審査終了後、工事執行権者又は入札執行権者が企業局審査委員会又は企業局地方審査委員会の審議の必要があると認める場合にあつては、経営・販売課長は企業局審査委員会に、総務課長は企業局地方審査委員会に、それぞれ入札参加資格確認について付議するものとする。
- 4 前項の審議結果（第2項の審査結果を含む。）を、経営・販売課長又は総務課長は入札執行権者に条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）に一覧表及び入札参加資格確認書類を添付して通知するものとする。
- 5 前項の通知があつたときは、入札執行権者は、速やかに落札者の決定をしなければならない。

（工事等に関する随意契約の理由や相手方の選考の適否）

- 第14条 随意契約の方法により工事等（工事、測量、工事の設計、工事に関する調査又は製造）の請負契約を締結するときは、災害等緊急を要する工事を除き、あらかじめ契約権者が公所長であるときは総務課長に、契約権者が公所長でないときは経営・販売課長に、随意契約の理由、相手方の選考及び適用の根拠を工事等に係る随意契約の審議対象（災害等緊急以外）（様式第6号）に記載し、送付するものとする。
- 2 契約権者が公所長で、かつ、当該工事の設計価格が3億円以上である場合において、第3項の規定に基づく企業局地方審査委員会の審議を経て、第5項の規定に基づく総務課長からの通知（様式第7号）を受けたときは、当該公所長は経営・販売課長に第5項の規定に基づく総務課長からの通知（様式第7号）に様式第6号を付して送付するものとする。
 - 3 第1項又は第2項の送付を受けたときは、経営・販売課長は企業局審査委員会に、総務課長は企業局地方審査委員会に、それぞれ随意契約の理由や相手方の選定の適否について付議するものとする。
 - 4 企業局審査委員会及び企業局地方審査委員会は、審議の結果、随意契約による契約が適当でないとする場合には、代替の方法を示すものとする。
 - 5 企業局審査委員会の審議結果にあつては経営・販売課長が、企業局地方審査委員会の審議結果にあつては総務課長が、それぞれ契約権者に様式第7号により通知するものとする。
 - 6 災害等緊急を要する工事等にあつては、契約権者が公所長であるときは総務課長に、契約権者が公所長でないときには工事執行権者は経営・販売課長に、契約締結日の属する月の案件を取りまとめ、その翌月の10日までに公共工事に係る随意契約の審議対象一覧（災害等緊急）（様式第8号）により報告するものとする。ただし、契約権者が公所長で、かつ、当該工事の設計価格が3億円以上である場合においては、第7項の企業局地方審査委員会の審議を経て、契約締結日の属する月の翌月の20日までに総務課長が経営・販売課長に報告するものとする。
 - 7 前項の報告を受けたときは、経営・販売課長は企業局審査委員会に、総務課長は企業

局地方審査委員会に、それぞれ随意契約の理由や相手方の選定の適否について付議するものとする。

- 8 前項の審議結果、改善すべき事項があった場合には、経営・販売課長は工事執行権者に、総務課長は契約権者に様式第7号により当該内容を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年9月30日以前に入札公告を行った工事については、従前の例による。ただし、この場合においても特殊な工法や技術的難易度の高い工事の入札参加資格審査は、改正後の要綱による。

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日以前入札公告を行った工事については従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前入札公告を行った工事については従前の例による。

条件付一般競争入札参加資格条件設定内申書

年 月 日

（〇〇入札参加条件等審査委員長）様

（工事執行権者）

印

このことについて、別紙条件付一般競争入札参加資格設定審議対象一覧により、入札参加資格の設定の審議願いたく内申します。

記

添付書類

条件付一般競争入札参加資格設定調書（工事番号 ）

経営・販売 課 長	印	工事主務 課 長	印
--------------	---	-------------	---

条件付一般競争入札参加資格設定審議対象一覧

発注者名

番号	工事番号	工事名	路線・河川名	工事箇所	格付 等級	地域 要件	その他 条件	公告 予定日	入札 期限(予定)	総合 評価	備考
	発注種別 (許可業種)	工期	設計金額概数	工事概要							

※条件付一般競争入札参加資格条件設定調書を添付しない場合は条件付一般競争入札参加資格条件決定書内の括弧書きは削除する。

※審議を省略する場合は表題の後に（審議省略）と追記し、下記事項を枠外に記載する。

- ①設計金額が3千万円未満である。
- ②特殊又は難易度の高い工事（JR近接工事）でないためその他の条件を付していない。

※設計金額概数は、設計金額の上2桁の数値を、それ以外の数値は0を記載し、千円、百万円又は億円単位で記載する。

条件付一般競争入札参加資格条件決定書

上記のとおり入札参加資格の条件を決定する。
（詳細は、別添の条件付一般競争入札参加資格条件設定調書のとおり）

〇〇年 〇月 〇日
(決定者) 印

条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果通知書

年 月 日

（工事執行権者）

様

（経営・販売課長又総務課長） ㊟

このことについて、〇〇入札参加条件等審査委員会における入札参加資格の設定の審議結果は、別紙条件付一般競争入札参加資格設定審議対象一覧及び下記の条件付一般競争入札参加資格設定調書のとおりですので、お知らせします。

記

添付書類

条件付一般競争入札参加資格設定調書（工事番号 ）

条件付一般競争入札参加資格確認内申書

年 月 日

（〇〇入札参加条件等審査委員長）様

（工事執行権者）

印

このことについて、別紙条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表記載の第 順位
落札候補者の入札参加資格の有無を調査審議願いたく内申します。

工事番号 ー ー

経営・販売 課 長	印	工事主務 課 長	印
--------------	---	-------------	---

条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

（工事執行権者）

様

（経営・販売課長又総務課長） ㊟

このことについて、〇〇入札参加条件等審査委員会において別紙条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり確認しましたので、お知らせします。

工事番号 — —

様式第6号（第14条関係）

工事等に係る随意契約の審議対象（災害等緊急以外）

発注者名

工事番号		工事名		
発注種別		設計金額概数		工期（予定）
路線・河川名				着工
工事箇所				完成
工事概要				

随意契約とする具体的な理由				
地方自治法施行令の該当条項				
見積書を徴する相手方				
見積書を徴する相手方の選定理由				

※設計金額概数は、設計金額の上2桁の数値を、それ以外の数値は0を記載し、千円、百万円又は億円単位で記載する。

様

（経営・販売課長又総務課長） ㊟

〇〇入札参加条件等審査委員会の審議結果について（通知）

このことについて、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇入札参加条件等審査委員会の審議結果は下記のとおりですので、企業局工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱第14条第5項（第8項）に基づき通知します。

記

工事番号	— —
工事名称	
審議の結果	

（事務担当）

様式第8号（第14条関係）

工事等に係る随意契約の審議対象一覧（災害等緊急）

発注者名

番号	工事番号	工事名	路線・河川名	工事箇所	契約日	緊急の理由	見積人の数	備考 (契約の相手方)
	発注種別 (許可業種)	工期	契約金額	工事概要				

※設計金額概数は、設計金額の上2桁の数値を、それ以外の数値は0を記載し、千円、百万円又は億円単位で記載する。

契約の相手方を除く見積人

番号 1

番号 2

番号 3

番号 4

番号 5